

## 相談支援におけるピアカウンセラーの立ち位置 ーピアカウンセリングのたどってきた背景をもとにー

立命館大学大学院 白杉 眞 (8512)

[キーワード]市町村障害者地域生活支援事業、自立生活センター、ピアカウンセラー認定委員会

### 1. 研究目的

わが国においてピアカウンセリング（以下「ピアカン」と表記）は、障害者によるおなじ背景をもつ仲間による支援として、相談支援の現場でその必要性が認知されており、ピアカウンセラーとよばれるいわゆる「当事者相談員」が、例えば市町村委託の相談支援事業所（以下「支援センター」と表記）で活動している、ところもある。こうした当事者相談員がピアカウンセラーと名乗って支援センターにおかれるようになった背景には、1996年に国の事業として始まった市町村障害者地域生活支援事業でピアカンが必須事業とされたことにある。そもそも、ピアカンについて野上は「同じ背景を持つ人同士が、対等な立場で話を聞き合い、サポートしあうこと」（野上 1988：67）と説明しており、活動の中心である自立生活センター（Center for Independent Living 以下「CIL」と表記）でも世代を越えて伝えられている。ところが、支援センターに置かれる人は、ピアカウンセラーとしての活動を見かけず、おなじ立場だから相談者も話しやすいと認識してはいないか。

本研究では、わが国においてピアカンがたどってきた背景を整理し、CILによって培われてきたピアカンの重要性を再検討することで、相談支援で有効なピアカウンセラーの立ち位置を提示する。

### 2. 研究の視点および方法

発表者は、全国自立生活センター協議会（Japan council on Independent Living Centers 以下「JIL」と表記）に加盟するCILにおいてピアカウンセラーであり、相談支援専門員として活動している。ピアカンはCILが提供するサービスの一つであり、CILの活動によってその重要性が認識されるようになった。また、ピアカン講座ではその理念や方法は口頭で伝えられ、その内容としてはリーダーにのみJILから送られる資料が中心となる。よって、CIL関係者による著書、リーダー用資料を含めて検討する。

### 3. 倫理的配慮

- ①先行業績の検討に際しては、自説と他説とを峻別している。
- ②他説の引用を厳格にするため、引用文献について原著者名・文献名・出版年・引用箇所を明示した。

③ピアカン講座リーダー用テキストを参考とすることについて、記載の内容は表面上のものであることを前提に付け加えることを条件に JIL ピアカン委員会から了承を得た。

#### 4. 研究結果

1980年代、ダスキン障害者リーダー育成海外派遣生研修事業の研修生として渡米した安積遊歩氏が当時のピアカンに違和感を覚え、再評価カウンセリングの手法を取り入れるかたちでピアカンとして、わが国で野上温子氏、樋口恵子氏らと共に広げていった。その後、CIL が提供するサービスとして定着し、自立支援のみでなく、障害者自身のエンパワメントの手段として欠かせないものであることが広く認知されるようになった。

1996年に始まった市町村障害者地域生活支援事業では、必須事業の一つとしてピアカンが位置付けられた。この事業の受託のために CIL 以外の事業者からのピアカンに関する問い合わせが殺到し、ピアカン講座には多くの障害者が受講した。JIL もピアカン委員会の中にピアカウンセラー認定委員会を設置し、一連のピアカン講座を修了するとピアカウンセラーとして認定した。しかし、ピアカンを自立支援のツールとして認識され、事業受託のための受講が主流になった。こうした時代背景があり、ピアカンが正しく理解されないまま急速に広がり、名前が一人歩きする状況を引き起こした点は否めない。

現在、ピアカウンセラーが当事者相談員と同義と捉えられ、CIL が開催するピアカン講座の受講経験のない障害者が、ピアカウンセラーと名乗って活動している状況が多い。

#### 5. 考察

JIL は、ピアカウンセラーとして活動する人の要件として「①障害者であること、②JIL が関わっている集中講座、長期講座を修了していて、一定の経験を積んで、人の話しをよく聴ける人、③自立生活を実践している人、④日常的にセッションや研修、ワークショップなどでトレーニングを積んでいる人、⑤その人自身が相談できる人を身近に持っていること」(JIL2004:88)と規定している。また、当時のピアカウンセラーの認定申請するには集中・長期・養成講座を受講の上、CIL の推薦状をもって「①自立生活を実践していること、②毎年開く、委員会等で主催するワークショップ、研修などを受講できること、③自分自身が相談できる相手を持っていること、④人の話をよく聞けること」(JIL2004:90)の要件を満たす者に認定されていた。

ピアカウンセラーの認定を受けるための講座受講が主流になり、「障害者文化の継承」という観点で問題視されたため、ピアカウンセラー認定制度は廃止になっているが、名前だけのピアカウンセラーが配置されている状況が目立つ現在において、少なくとも支援センターでは JIL が定義付ける「ピアカウンセラー」を1名以上は配置させ、人件費の補助を委託費に加えいくらか出し、逆に配置していない場合は、委託費の減算対象にする仕組みがあつてよいだろう。